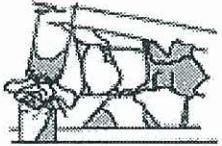
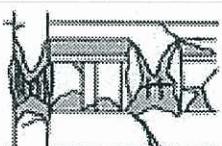
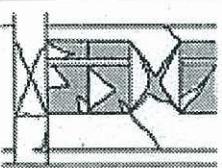
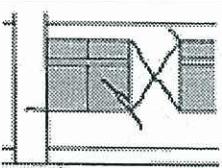
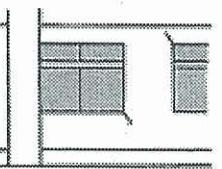


## 日本建築学会（1980）被災度区分

被害程度	内 容	イメージ	参考写真
倒壊	①柱・耐力壁などが崩壊し、建物の全体または一部が倒壊した。 ②少なくとも倒壊した部分は取り壊す必要がある。		
大破	①柱が曲げまたはせん断により破壊し、建物の一部が円直荷重に対する耐力を失っている。 ②建物の全体または大部分にわたって柱・耐力壁にせん断破壊が生じ、水平耐力の大部分を失っている。 ③取り壊し、または大規模、全面的な補強工事を必要とする。		 柱せん断破壊
中破	①部分的に柱・耐力壁のせん断破壊または柱の曲げ圧縮破壊を起こしているが、建物全体としては鉛直耐力・水平耐力ともに著しい耐力の低下はない。 (柱にせん断ひび割れ・曲げひび割れ、耐力壁にひび割れが見られ、非構造体に大きな損傷が見られる) ②渡り廊下・避難階段・煙突・塔屋など、建物の附属部分の構造体に局部的な破壊が生じている。 ③部分的な構造体の補強または補修工事を必要とする。		 柱せん断破壊
小破	①構造体、特に梁・柱に肉眼で容易に見える曲げまたはせん断ひび割れを生じている。 ②ブロック・間仕切り・外壁など非構造材に破壊が生じている。 ③そのままでも構造耐力上支障はないが、建物使用上は非構造材の補修工事を必要とする。		
軽微	①構造体、特に壁に微小なひび割れがあるが、収縮ひび割れと区別が困難な程度。 ②非構造材にひび・剥離などがあるが、仕上げの補修のみで外観を復旧できる程度。		
無被害	①よく見れば若干のひび割れは見つかるかも知れないが、上記の軽微との区別は困難であるが、一応無被害と認定されたもの。		